

# 公益法人格の検証について

## 新公益法人制度の施行から全国の公益法人活動状況および今後の展望から考える

●室名：財 政 室	●会議体名：財 務 公 益 審 査 会 議
●担当役職・役員名：副理事長・小島 慶喜	●確認日：2016年12月23日
●担当役職・役員名：常任理事・三上 大介	●確認日：2016年12月23日
●担当役職・役員名：議 長・石橋 洋幸	●確認日：2016年12月23日
●文書作成者役職・氏名：議 長・石橋 洋幸	●作成日：2016年12月23日

### 1. はじめに

#### 【公益法人制度の大改革と八戸青年会議所の対応】

公益法人制度は、明治31年（1898年）に施行された旧民法に始まります。以来、公益法人は志のある人の集まり（社団法人）として、あるいは財産の集まり（財団法人）として、民間の公益活動の担い手たるべく大きな役割を果たしてきました。しかしながら、公益法人制度が制定されて以来110年以上が経過し、社会が大きく変化していくなかで、明治29年当時の公益の概念で作られてきた制度は、多様化する社会ニーズに十分応えられなくなってきました。新公益法人制度は、このように時代に合わなくなった制度の問題点を解決し、社会が求める多様な公益活動を、民間の非営利部門が自発的に行えるよう再構築したものであるとして、平成20年（2008年）12月に施行されました。八戸青年会議所も社団法人格を有する団体として一般社団法人か公益社団法人のいずれかの選択を迫られる中、平成21年（2009年）より公益性を重視した事業展開をするため、また社会的信用の高まりや組織の進化、説得力を持ち合わせた真の公を實踐できる組織の確立を実現するために公益法人格の取得へ向けた具体的なアクションを起こし、平成24年（2012年）6月、公益社団法

人の認定を受けました。八戸青年会議所の理念や実情を再認識し、今後の青年会議所としての活動を見据え、今回の制度改革に対応した形となっています。

**参考資料：公益法人格取得までの八戸青年会議所各年度事業計画と取得後の事業計画および実務内容**

年度	会議体・委員会名	事業計画	具体的内容
2009	公益社団法人格取得特別会議	公益社団法人格取得に向けた実務を担当する。また、それに伴う見直しを行い、LOM内に向けて提言する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公益社団法人格取得を見据えた定款・諸規定の見直し</li> <li>・公益社団法人格取得に向けたLOM内への提言</li> <li>・公益社団法人格取得へ向けた諸手続きの窓口</li> <li>・総務委員会と連携した公益社団法人格取得に向けた総会資料作成の窓口</li> </ul>
2010	公益社団法人格取得特別会議	公益社団法人格取得を目指し、実務と渉外を担当する。また、それに伴う見直しを行い、現実的な取得までのロードマップを作成する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公益社団法人格取得を見据えた定款、諸規定の見直しとロードマップの作成。</li> <li>・公益社団法人格取得に向け必要な全体セミナーの開催。</li> <li>・公益社団法人格取得に向けた諸手続きの担当</li> <li>・公益事業拡大に繋がるアドバイス</li> <li>・外部資金導入新規事業の提案書の取りまとめ窓口</li> </ul>
2011	財務公益特別会議	執行部と連携し予算決算の作成と公益社団法人格取得に向けた実務と渉外を担当する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成20年会計基準に対応した予算決算の作成</li> <li>・公益法人格取得に向けた諸手続きの担当</li> <li>・委員会事業会計の審査</li> </ul>
2012	財務公益特別会議	執行部と連携し予算決算の作成をする。また公益社団法人格取得に向けた実務と渉外を担当する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成20年度改正会計基準に対応した予算決算の作成</li> <li>・公益社団法人格取得に向けた諸手続きの担当</li> <li>・委員会事業会計への助言と審査</li> <li>・LOM内出向者会議の開催</li> </ul>
<b>2012年6月 公益社団法人格取得</b>			
2013	総務委員会	執行部と連携し、八戸青年会議所の運営を円滑に進めると共に、実務を担当する。内外における情報の受発信を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予算決算の作成補助</li> <li>・委員会事業会計への助言と審査</li> <li>・総会資料の作成補助</li> <li>・総会、例会、理事会の運営</li> <li>・新年会、忘年会、卒業式の企画開催</li> <li>・会員手帳の作成</li> </ul>

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種案内の発送</li> <li>・ホームページの管理、運営</li> <li>・イーデスクの管理、運営</li> <li>・苫小牧青年会議所、松山青年会議所との交流窓口</li> <li>・マスコミ諸団体の窓口</li> <li>・公益社団法人運営のための諸手続きの担当</li> <li>・その他必要事項</li> </ul>
2014	財務公益運営 会議	執行部と連携し、八戸青年会議所の2014年度予算決算を作成し、管理指導する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2014年度予算決算の作成</li> <li>・第64回全国大会東北八戸大会の予算（案）の作成</li> <li>・委員会事業会計への助言と審査</li> <li>・公益社団法人運営のための諸手続きの担当</li> <li>・新公益法人制度に則った定款、諸規定並びにコンプライアンスの管理指導</li> <li>・各委員会の事業執行状況の把握</li> </ul> <p>関する指導と審査会の開催</p>
2015	財務公益審査 会議	執行部と連携し、八戸青年会議所の2015年度予算決算を作成し、管理指導する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2015年度予算決算の作成</li> <li>・委員会事業会計への指導と審査会の開催</li> <li>・県および市行政への諸手続きの担当</li> <li>・新公益法人制度に則った定款、諸規定並びにコンプライアンスに関する指導と審査会の開催</li> </ul>
2016	財務公益審査 会議	事務局と連携し、八戸青年会議所の2016年度予算決算を作成し、管理指導する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2016年度予算決算の作成</li> <li>・財務公益審査会の開催</li> <li>・委員会事業会計への指導</li> <li>・月次決算の実施</li> <li>・行政への諸手続きの窓口</li> <li>・公益法人格の検証</li> <li>・公益法人制度に則った定款、諸規定並びにコンプライアンスに関する指導</li> </ul>

※各年度における事業計画には会員拡大の実施、各種大会並びに諸会議への積極的な参加に関する表記は削除してあります。

## 2. 公益法人の活動状況

### 【公益法人の活動状況】

平成28年（2016年）9月30日現在、全国で9,464の公益法人が各地で活動しています。内閣府が所管する公益法人は2,412法人、都道府県が所管する公益法人は7,052法人です。また、移行一般法人（公益目的支出計画を実施中の法人）は全国で9,485法人となっています。

		公益法人数		一般法人数
		(税額控除法人数)		※公益目的支出計画実施法人
内閣府	社 団	796	122	827
	財 団	1,616	307	901
都道府県	社 団	3,356	109	4,707
	財 団	3,696	425	3,050
合 計		9,464	963	9,485

### 【事業活動の状況】

平成27年度（2015年）に事業報告等の提出のあった公益法人の事業活動の状況を見ると、全体で約2,214億円の寄付金収入があり、5兆2948億円の公益目的事業を実施しています。また、245,247人が公益法人で働いています。

	合計	平均値	中央値
正味財産額（億円）	131,385	14.1	1.3
公益目的事業費（億円）	52,948	5.7	0.7
公益目的事業比率（%）	—	83.5	87.0
会費収入（億円）	1,019	2,800（万円）	300（万円）
寄付金収入（億円）	2,214	4,800（万円）	300（万円）
理事（常勤）	8,890	1	1
理事（非常勤）	123,212	13	10
職員数 （うち常勤）	245,247 (195,352)	26.1 (21)	5 (4)

（平成27年度12月現在）

---

### 3. 一般社団法人と公益社団法人 それぞれのメリットとデメリット

---

#### 一般社団法人

##### メリット

1. 法人運営が自由
2. 一定の税制優遇措置。(ただし、非営利型法人のみ)
3. 同じく非営利を主目的とするNPO法人に比べて、制約が少ない。
4. 株式会社に比べて、維持コストが安い。

**一般社団法人**や**一般財団法人**は、以下の3つに分類されます。

1. 非営利性が徹底された法人 (非営利型法人)
2. 共益的活動を目的とする法人 (非営利型法人)
3. 1.と2.以外

1.と2.については、一定の税制優遇措置を受けられる反面、法人運営に一定の制約が加わります。

3.については、法人運営が自由な反面、税制優遇措置を受けることができません。

非営利を主目的とする場合、NPO法人に比べて、法人運営に制約 (行政庁による許認可や監督がない等) が少ないにもかかわらず、同等の税制優遇措置を受けることが可能なので、かなり有利と言えます。

##### デメリット

1. 寄附金控除の適用が受けられない。
2. 1.以外にも税制優遇措置が受けられない。

3. 社会的信用が**公益社団法人**や**公益財団法人**に比べて見劣りする。
4. 剰余金の分配ができない。
5. 法人の運営に一定の制約を受ける。(ただし、非営利型法人のみ)

**公益社団法人**や**公益財団法人**と大きく異なるのは、税制優遇措置の扱いです。また、登記だけで設立できることから社会的信用も見劣りするので、補助金や助成金等の獲得時に不利益を被る可能性があります。

## 公益社団法人

### メリット

1. 寄附金控除の優遇措置が充実している。
2. 1.以外にも税制優遇措置（みなし寄附金の適用など）が充実している。
3. 社会的信用力が**一般社団法人**や**一般財団法人**に比べて優れている。

**公益社団法人**や**公益財団法人**の最大の利点は、寄附金をはじめとした税制優遇措置です。特定民法法人（従来までの社団法人や財団法人）が享受していた税制優遇措置に比べるとはるかに充実しています。それゆえ、幅広く寄附金を集めることが期待できる場合、公益認定を受ける方が有利と言えます

### デメリット

1. 事業活動が制約される。
2. 財産管理が規制される。
3. 行政庁の監督を継続的に受けなければならない。
4. 会計処理や内部統制が煩雑になり、事務的負担が大きい。
5. 役員に関する諸事項が制約される。
6. 公益認定の取消時に、一定の財産を公共団体等へ寄附しなければいけない。

7. 剰余金の分配ができない。

**公益社団法人**や**公益財団法人**は、法人運営に様々な規制が加わると同時に、会計処理や内部統制に関する事務的負担が大きくなります。

さらには、万が一、公益認定を取り消された場合には、1ヶ月以内に、国や公共団体、類似する公益法人等へ公益目的財産を寄附しなければなりません。

寄附金控除をはじめとした税制優遇措置は魅力的ではありますが、会計処理や内部統制に関して継続的にコストをかけることが難しい場合など、慎重に検討するべきでしょう。

以上の観点から、公益社団法人・公益財団法人は行政庁の監督のもと 税制上の優遇を多く受けながら、主に公益目的事業を行う予定の法人が、そして、もっと自由な立場で、非営利の部門で可能な範囲内で公益事業を行っている法人は、一般社団法人・一般財団法人を選択することになります。

**【参考：山本幸三内閣府特命担当大臣が公益認定等委員会で挨拶】**

平成28年8月26日、第365回の公益認定等委員会に山本内閣府特命担当大臣が出席し、委員の日頃の審査業務等に対する謝辞と共に、現在全国で9,000を超える公益法人が、様々な分野で魅力ある活動をしており、安倍内閣の重要政策である地方創生や一億総活躍社会の実現という観点からも、大変重要な存在になっていること、担当大臣として公益法人の活動への支援や理解促進に取り組むと共に、公益法人の自己規律の確立や適正な運営の確保に努め、民（みん）の自主性による公益の実現のサポートに尽力したいと考えていることなどが述べられました。 ※内閣府発表 平成28年10月

#### 4. 今後の展望

八戸青年会議所の今後の活動を考えた時に、会員数の問題は特に重要になってきます。現状、事業費のほとんどを会員会費で賄っているという点から、会員数の減少は事業規模の縮小を余儀なくされることも考えられます。

下表は会員数に伴う受取会費の例です。

会員数 (名)	会費 (円)	総受取会費 (円)
120	140,000	16,800,000
100	140,000	14,000,000
80	140,000	11,200,000
60	140,000	8,400,000

会員数が現状の半数になってしまった場合、受取会費の総額も半分になり、現在の「おまつり広場」予算分が凡そ減額となってしまいます。会費を上げてしまうと入会の可能性を下げる要因にもなり兼ねず、また、事業規模を縮小するなどした場合、参加者の減少や発信力の低下など悪循環に陥ることも考えられます。会員数が減少しても、これまでと変わらない運営を行っていくには、様々な問題があります。会員数が減った場合、運営面での問題、予算面での問題などが考えられます。これらの問題を解決する方法の一つとして外部資金の獲得があります。外部資金の獲得方法としては、助成金の活用、クラウドファンディングを活用した寄付金獲得などがあり、このような手法を学ぶための勉強会やセミナーを開催することも検討する必要があると考えます。

##### 【外部資金の導入意義】

現在の各地青年会議所年会費が10～15万円程度である中、諸外国の青年会議所の年会費は1.5～2万円程度だそうです。それだけの年会費でありながら、十分な地域活動、社会貢献を出来ているが故に、ASPAC、世界会議等におけるAWARD（褒賞）も決して少なくはないようです。

	年会費 (日本円換算)
JCI デンマーク LOM 平均	¥26,017
JCI オタワ (カナダ)	¥13,140
JCI イギリス LOM 平均	¥22,832
JCI 香港北区	¥14,590
JCI 香港九龍	¥17,814

諸外国の青年会議所は寄付金や登録料収入をもって事業を行っているのが現状で、少ない会費収入の中で本会計からの支出ではなく事業の中で寄付金や登録料（参加費）を受け取りながら事業を行っています。

参加者が納得する事業、参加したい事業、さらには地域社会や企業から「この事業に賛同して協賛や広告を出せば、十分に効果が得られる」と納得してもらうことで、寄付金や協賛金も集めやすくなります。そのような資金で参加者のためになる事業が出来れば、会員会費は会員のためのセミナーや例会の質を上げることも出来、会員に対しての様々な機会の提供の質の向上、また量の増加は会員拡大にもつながり、会員の減少による根本的な問題をクリアできるのではないのでしょうか。

また、公益法人として活動を続けて行く場合、公益法人税制のメリットを活かすための学びも改めて行っていくことも今後を考えたうえで必要かもしれません。

### 公益法人をめぐる寄附税制と法人課税

「民による公益の増進」を図るため、公益法人には各種の税制上の優遇措置が設けられています。これらは、大きく分けると「公益法人に対する寄附についての税制」（寄附税制）と「公益法人が行う事業についての税制」（法人課税）の2つに分けられます。

#### <公益法人に対する寄附についての税制>

公益法人の活動を支えていくためには、寄附による支援が必要です。

このため、個人又は法人から**公益法人に対する寄附についての税制上の優遇措置**が設けられています。

##### ① 公益法人に寄附をした個人に対する税制優遇

…………主に「所得税」、「個人住民税」、「相続税」

##### ② 公益法人に寄附をした法人に対する税制優遇

…………主に「法人税」

#### <公益法人が行う事業についての税制>

公益に寄与する法人の活動を支えるため、**公益法人が行う事業についての税制上の優遇措置**が設けられています。

##### ③ 公益法人が行う事業に対する税制優遇

…………主に「法人税」、「源泉所得税」

### <東日本大震災に関係した税制>

公益法人が行う東日本大震災の被災者支援、震災復興活動等への寄附については、税制上の優遇措置が設けられました。

### 助成金の例：【子どもの体験活動助成】

以下には、最近の年度の制度内容をもとにした概要を掲載しています。

#### 子どもの体験活動助成

【募集期間】 <前期> 9月中旬～12月上旬頃

<後期> 5月上旬～6月下旬頃

---

【助成対象】 次に該当する団体で、当該団体が自ら主催し、子どもの健全な育成を目的として、子どもの体験活動の振興に取り組む団体が助成の対象となります。

- 1.公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人
- 2.特定非営利活動法人
- 3.1.及び2.以外の法人格を有する団体（次に掲げる団体を除く。）
  - (1) 国又は地方公共団体
  - (2) 法律により直接に設立された法人
  - (3) 特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人
- 4.法人格を有しないが、活動を実施するための体制が整っていると認められる団体

---

【助成内容】 子どもの健全な育成を図ることを目的として、次の活動に対して助成します。

- 1.子どもを対象とする体験活動

<活動例>

---

- ・自然体験活動（自然観察、キャンプ、環境保全活動など）
- ・科学体験活動（科学実験教室や科学ものづくり活動など）
- ・交流体験活動（異世代・異文化・地域間等の交流を目的とした、スポーツ・文化・芸術活動など）
- ・社会奉仕体験活動（清掃活動、高齢者介護体験など）
- ・職場体験活動（農林、漁業など地場産業の体験、商業体験など）

## 2.子どもの体験活動の支援活動

### <活動例>

- ・子どもの体験活動の指導者養成
- ・子どもの体験活動の振興方策の研究協議等を行うフォーラムの開催

---

**【助成金額】** 1.助成対象経費合計額又は当該活動に係る経費総額から収入額を差し引いた額のうちいずれか低い額を上限とする。

2.2万円以上限度額までとする。

3.標準額は、市区町村規模の活動は50万円（限度額100万円）、都道府県規模の活動は100万円（200万円）、全国規模の活動は300万円（限度額600万円）とする。

---

**【実施団体】** 独立行政法人 国立青少年教育振興機構

[http://yumekikin.niye.go.jp/jyosei/taiken\\_boshu.html](http://yumekikin.niye.go.jp/jyosei/taiken_boshu.html)

---

---

## 5. まとめ

---

2012年の公益認定を受けてから約5年に渡り、公益社団法人として活動してきた八戸青年会議所ですが、公益法人としてのメリットを活かしているかという部分では十分ではないと考えています。八戸に限らず、青年会議所という団体は単年度制での活動となるが故の問題などもあり、公益法人の活動を支える税制の活用もほとんど成されていないのが現状です。「4. 今後の展望」でも述べた通り、会員数の減少に伴う問題とも真摯に向き合っていく必要があります。公益法人格を維持していくには、今後、外部資金導入という手法も検討していかなければならないと考えます。「まちはそこに住む人の意識以上には良くならない」という考え方と、「知即愛」の精神をもって展開してきた「ラブはちのへ」運動は間違いなく地域市民からの信用を得ているものと捉えています。また、公益社団法人格を取得したことは改めて行政からの信頼を得ることにつながっているのではないのでしょうか。公益社団法人としてこれからも在り続けるのであれば、これまでの事業立案や企画を見直すことも必要であり、公益性をより高めた事業を展開する必要があります。しかし、公益法人として活動していくうえでの様々な制約や事務的負担が増えることなどの問題点もありますが、何れにせよ、現状の把握をしっかりと行い、数年先まで考えた運営を行うための法人格検証は、今後も継続的に行っていくべきであると考えます。

新公益法人制度が施行され、現在、全国で9,000を超える公益法人が活動を行っています。一方で、一般法人はそれよりも多くの団体が活動している現状もあります。新公益法人制度が施行され、各団体が公益・一般、何れかを選んだ理由は各々にあると思いますが、それぞれの団体の進むべき道、これからの運営を考え法人格の選定をした筈です。それは、八戸青年会議所も同様であり、真の公を目指していくという理由から公益社団法人格を取得しました。しかし、時代の変化とともに、公益法人制度も再編されていく可能性もあります。本年度、財務公益審査会議として公益法人格の検証を行わせていただきましたが、今後、公益社団法人を維持していくのであれば、外部資金導入セミナーの開催や、公益法人の税制上の優遇措置に関することの把握など、学ぶべきことは沢山あります。公益であれ一般であれ、組織を運営するうえで必要なことは、担当会議体や担当委員会という携わる一部が知っていれば良いという考えを排除し、全会員が知っておくべきことと認識する必要があると考えます。現状に満足することなく、すべては未来を生きる人たちのために、先を見据えた活動と運営を行い、八戸青年会議所の永続的な発展と、明るい豊かな社会の実現へ向けた運動を展開して参りましょう。